

雫監第3003001号
平成30年3月1日

(請 求 人) 様

雫石町監査委員 枇 杷 惠
同 坂 下 栄 一

岩手県岩手郡雫石町職員措置請求について（通知）

平成30年1月30日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく監査請求のあった岩手県岩手郡雫石町職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求の要旨

1. 兼業の違法性が濃厚

深谷政光雫石町長（以下「町長」という。）は、地方公共団体の長でありながら平成28年1月21日に（株）コミュニティライフしずくいし（以下「会社」という。）の代表取締役役に就任した。しかし、法第142条で地方公共団体に対する請負をする者は兼業が禁止されている。そして、法第143条で兼業の禁止を定めた規定に違反したときはその職を失う。町長が兼業禁止の定め違反したかどうかは選挙管理委員会（以下「選管」という。）が決定するとある。

町長が代表取締役を兼業する会社は、雫石町役場内に本店を置く上に、雫石町の公共事業と密接に関連する業務を請負うこととなるので町長の兼業は違法の疑いが極めて濃厚である。しかし、選管は、町長の法的適格性を審査し、法第142条の規定を満たすかどうか決定する任務を果たしたという形跡は現在（平成30年1月30日）まで見られない。そのため請求人は選管委員長に対して平成29年10月24日付で法第142条の規定に従って速やかにその任務を遂行し、同年10月31日までに回答するよう要請した。しかし、未だに回答は一切なく選管は沈黙をし続けている。

2. 町長の兼業を巡る事実

選管に要請文を提出後、間もなく町長は兼業の違法性を察知したと見え、慌てて代表取締役を辞任する動きを示した。以下に兼業を巡る事実を示す。

- (1) 平成 28 年 1 月 21 日、会社の設立とともに町長が取締役及び代表取締役
に就任（同日登記）。
- (2) 会社の本店を雫石町千刈田 5－1（雫石町役場と同じ）に置く。
- (3) 平成 29 年 1 月 10 日、町長が会社（深谷政光代表取締役）を地域再生推
進法人に指定。
- (4) 平成 29 年 10 月 24 日、請求人が選管委員長に町長の会社代表取締役と
の兼業について法的適格性の審査とその回答を要請。
- (5) 審査の回答は、平成 30 年 1 月 30 日現在もない。
- (6) 平成 29 年 11 月 6 日、町長が会社の取締役および代表取締役を辞任（同
年 11 月 15 日登記）。兼業は解消。

3. 兼業の法的適格性審査要請により町長は違法性を認識

町長の兼業についての妥当性審査要請により選管は町長の兼業の事実を知
ったと考えられるが兼業の法的適格性については、審査も決定もしていない
ことが明らかになった。町長も兼業が違法であるという認識を持っていない
と言える。

2 に記した事実によって以下の実態が明らかになった。

- (1) 会社の業務は、雫石町の公共事業と密接不可分な関係を持ち、町長の兼
業は会社経営と一体化している。法第 142 条に違反していることは明白
だ。選管への要請文書提出の直後に町長が会社の取締役および代表取締
役を辞任したことはその証拠である。
- (2) 会社の本店を雫石町役場内に置いた事実は、会社経営の行政へのもたれ
合いを示しており、町長の職務の公正を害し、行政の運営に住民の不信を
招く。本店の住所地として雫石町庁舎を利用することは、町長が一私企業
に便宜を与えることを意味し、地方公共団体の長と私企業の経営代表と
の公私混同に外ならないので、明白に法第 142 条に抵触する。行政と会社
経営とは一線を画すべきは当然である。
- (3) 町長の兼業が違法であることは明白だと判断される。もし選管により町
長の兼業が違法とされれば町長の失職が決まることになる。失職が決ま
った時点から以後は町長職に留まることはできないから、特別職として
の報酬の受領は不当な公金支出に当たる。全額雫石町へ返還させるべき
である。

(4) 選管は、町長の兼業開始に当たって、法第 143 条第 1 項および第 2 項の規定により兼業の適法性の審査と決定を行わねばならないがこれを怠った。例え、兼業が合法だと判断しても決定に至った理由をつけて文書をもって行うという法第 143 条第 2 項の規定に違反する。町長と選管の間でもたれ合いがある結果だとすれば公然たる法律軽視の重大案件である。

(5) 町長の違法兼業と選管の違法任務放棄の事実の発覚は、雫石町において地方行政の基本である法の規定に立脚した行政が蔑ろにされていると言わざるを得ず、この機会に是正する必要がある。

4. 法に則って厳正な兼業の法的適格性の監査を

3 の実態が示すように町長の兼業は法第 142 条に違反の疑いが濃厚なのに、選管はその審査を怠り、未だ決定も下していない。速やかに厳正・公正な審査をし、法第 143 条に基づいて決定を求める。もし違法の場合は、当該期間の報酬は雫石町へ返還するのは当然だ。

町長の兼業違反は失職に直結する重大案件であり、町民にとって不問に付すことはできない。厳正な監査を請求する。

第 2 事実証明書

1. 履歴事項全部証明書（平成 29 年 10 月 18 日）
2. 履歴事項全部証明書（平成 30 年 1 月 22 日）
3. 地域再生推進法人指定申請書
4. 地域再生推進法人指定書
5. 雫石町選挙管理委員長宛の要請書「町長の代表取締役との兼業に違法性はないか」

第 3 要件審査の結果

本件請求は、法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 30 年 2 月 7 日、これを受理した。

第 4 監査の実施

1. 監査対象事項

(1) 監査の対象となる財務会計上の行為等について

本件請求において監査を求めた請求人が、選挙管理委員会に要請したにもかかわらず、選挙管理委員会が長の兼業禁止に該当するかどうかの決定を行わずに町長に支払われていた報酬の支出を監査対象とする。

(2) 着眼点

- ア. 選挙管理委員会は、請求人の要請に応じる必要があったか。
- イ. 長の兼業禁止に該当するか。
- ウ. 上記により町に損害が発生しているか又は発生するおそれがあるか。

2. 請求人による陳述

請求人の申し出により陳述は行わなかった。

3. 監査対象部署による対する監査

以下の部署について、関係職員から聞き取り調査及び関係書類の調査を行った。

- (1) 総務課（選挙管理委員会）
- (2) 企画財政課

4. 関係する法令の定め

(1) 法第 142 条〔長の兼業禁止〕

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(2) 法第 143 条第 1 項〔失職及び資格決定〕

普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなったとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第 11 条、第 11 条の 2 若しくは第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

5. 関係する法令の判例

(1) 法第 142 条関係

- ア. 最高裁、昭和 62 年 10 月 20 日判決・昭和 62 年（行ツ）48 号

「主として同一の行為をする法人」とは、当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至

っている場合の当該法人を指すものと解すべきである。そして、右の規定の意義に照らせば、当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといいうるのである。

イ．福岡高裁、昭和 62 年 2 月 26 日判決・昭和 61 年（行ケ）第 1 号

法 142 条は、普通地方公共団体の長を一定の私企業から隔離し、そのことによって長の公正な職務の執行を確保する趣旨で設けられた規定であるから、同条にいう「請負」とは、民法所定の請負に限らず、営業として地方公共団体に対し物品、労力などを供給することを目的とする契約で、継続的、反復的にされるものをも含むと解すべきである。

（２）法第 143 条関係

ア．大阪高裁、昭和 54 年 7 月 27 日判決・昭和 54 年（行コ）第 2 号

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し法第 143 条第 1 項所定の決定を求める申立権を有しない。

イ．新潟地裁、昭和 60 年 11 月 21 日判決・昭和 60 年（行ウ）第 8 号

法第 143 条第 1 項による普通地方公共団体の長の失職の決定は、同項の文理及び趣旨に照らし、当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断に委ねられた専権に属するものであって、他からの申立を俟たずに右委員会の職権によって行われると解するのが相当であり、右決定を求める申請を認めた規定が存在しない以上、右地方公共団体の住民が右委員会に対して右決定を求める申請をすることはできないというべきである。

第5 監査委員の判断

請求人は、町長が平成 28 年 1 月 21 日に会社の代表取締役役に就任したことが法第 142 条の長の兼業禁止に該当する疑いがあるので、法第 143 条第 1 項の規定に基づき該当するかどうかの決定をするよう平成 29 年 10 月 24 日付けで選挙管理委員長へ要請し、平成 29 年 10 月 31 日までの期限を付して回答を求めた。

しかし、平成 30 年 1 月 30 日現在で回答はなく、請求人は選挙管理委員会がその審査を怠り、決定をしていないため町長の兼業が違法となれば失職が決まることとなり、町長への報酬は不当な公金支出に当たると主張している。

1. 「選挙管理委員会は、請求人の要請に応じる必要があったか」という点について

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し法第 143 条第 1 項所定の決定を求める申立権を有しないとされている。(大阪高裁、昭和 54 年 7 月 27 日判決・昭和 54 年（行コ）第 2 号)

よって、請求人が法第 143 条第 1 項に基づき長の兼業禁止に該当するかどうかの決定を選挙管理委員会に要請したとしても、選挙管理委員会が決定を行わなかったことを違法又は不当と判断することはできない。

2. 「長の兼業禁止に該当するか」という点について

法第 142 条にいう「主として同一の行為をする法人」とは、当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解すべきである。そして、右の規定の意義に照らせば、当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといえるのであるとしている。(最高裁、昭和 62 年 10 月 20 日判決・昭和 62 年（行ツ）48 号)

次に、同条にいう「請負」とは、民法所定の請負に限らず、営業としての地

方公共団体に対し物品、労力などを供給することを目的とする契約で、継続的、反復的にされるものをも含むと解すべきとしている。(福岡高裁、昭和 62 年 2 月 26 日判決・昭和 61 年（行ケ）第 1 号)

以上のことを踏まえ雫石町と会社の関係をみれば、町長が会社の代表取締役就任に就任した平成 28 年 1 月 21 日から代表取締役を辞任した平成 29 年 11 月 6 日までの間に雫石町が会社に対し、請負による公金を支出した事実は認められない。

よって、町長が会社の代表取締役就任の期間においては、長の兼業禁止に該当すると判断することはできない。

第 6 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。